

公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム 評議会規則

(平成28年 8月29日制定)

(令和 2年11月17日改正)

(規則第1号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）に置く評議会の組織運営に関して必要な事項を規定する。

(組 織)

第2条 評議会は、評議員15人以内とし、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 評議員の推薦を受け、評議会の承認を受けた者
- 二 コンソーシアム運営委員会 委員長
- 三 その他議長が指名する者 2人以内

(任 期)

第3条 評議員は、2事業年度ごとに全員を改選し、改選を行う事業年度末までの期間を任期とする。

- 2 評議員の改選に際しては、再任を妨げない。

(議 長)

第4条 評議会に議長を置き、評議会において選出する。

- 2 議長は、評議会の会務を総理する。

(議長代行)

第5条 評議会に議長代行を置き、運営委員会委員長をもって充てる。

- 2 議長代行は、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(招 集)

第6条 議長、または、議長の委任を受けた議長代行は、対面による評議회를主宰し、これを招集する。

- 2 評議会は、議長、または、議長の委任を受けた議長代行の承認により、書面（e-mailを含む）による審議を開催することが出来る。
- 3 評議会は、必要に応じて、案件審議を運営委員会に委託することができる。

(議 事)

第7条 対面による評議会は、評議員の過半数の出席、または、委任がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 対面による評議会の議事は、出席、または、委任を受けた評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 書面による評議会の議事は、評議員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

4 評議会において審議する事項は次のとおりとする。

- 一 コンソーシアムの活動に関する事項
- 二 議長、評議員、および、運営委員の指名に関する事項
- 三 コンソーシアムの運営に係る規約、および、規則の変更に関する事項
- 四 コンソーシアムの会員の加入・除名に関する事項
- 五 その他、評議会において必要と認めた事項
(評議員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要に応じて評議員以外の者を評議会に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 評議会の庶務は、運営委員会において処理する。

(規則の改正)

第10条 この規則の改正は、評議会の議を経て議長が行う。

(事業年度変更に係る経過措置)

第11条 第5事業年度の評議員は、第4事業年度終了時の評議員の任期延長をもって、これを充てる。

2 第3条の規定にかかわらず、延長後の評議員の任期は令和2年12月31日までとする。

3 本条は、第5事業年度終了後、これを削除する。

附 則

1 この規則は、平成28年8月29日から施行する。

2 発足時の評議員はコンソーシアム準備委員会の指名を受けた者とする。

附 則

この規則は、平成29年7月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。